

長野県農業士認定要領

平成 4年12月15日農技第685号制定
平成 7年 2月21日農技第660号一部改正
平成14年12月27日農技第659号一部改正
平成19年 3月30日農振第256号一部改正
平成26年 5月29日農振第147号一部改正
令和 元年11月13日農振第405号一部改正

1 趣 旨

農業青年に対し、青年農業者研修の目標とはげみを与えることを目的として、農業経営について高度な学識と実践力を保持する者及び企業的農業経営者として期待される者等に対し、「長野県農業士」の称号を附与するための認定を行う。

2 長野県農業士の認定方法

- (1) 長野県農業士の認定を希望する者は、長野県農業士認定細則（以下「細則」という。）に定める認定講座を受講し、細則に基づく手続きにより知事に申請するものとする。
- (2) 知事は、農業士の認定にあたり、学識経験者・県関係職員等で構成する長野県農業士・農業経営士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催し、有識者などの意見を聴く。
認定会議の規程は、別にこれを定める。
- (3) 知事は、申請のあった者に対し、次のすべての条件を満たす者の中から、細則の定めるところにより審査を行う。
 - ア 認定講座修了者
 - イ 農業経営について高度な学識と実践力を保持する者
 - ウ 農業学習グループのリーダーとなり得る者
 - エ 企業的農業経営者として期待される者
 - オ 親元就農者にあつては家族経営協定締結者
- (4) 審査の手続きは、次のとおりとしその方法は細則で定める。
 - ア 資格審査
 - イ レポート審査
 - ウ 経営改善計画発表審査
 - エ 総合審査

3 長野県農業士認定の時期

毎年3月に実施する。

4 長野県農業士の認定取り消し

知事は、次の事項に該当するもので、長野県農業士認定取り消し申請書（様式は細則で定める。）の提出された者について、認定を取り消すことができる。

- (1) 本人から長野県農業士辞退書が提出された場合
- (2) 長野県農業士として適格性を欠く者